

発電設備設置に関する規制・窓口

	法律名称	規制概要	窓口
経済産業省様式による項目(申請者の責任において、その他該当の法令についても所管する行政機関に照会を行い判断すること)			
1	国土利用計画法	契約締結届出 市街化区域では2,000㎡以上、市街化調整区域では5,000㎡以上、都市計画区域外では10,000㎡以上の土地の売買等の契約を締結した場合	建築都市局 都市計画課 093-582-2451
2	都市計画法	開発許可 市街化調整区域に立地する場合、または市街化区域で1,000㎡以上の開発を行う場合、開発許可に該当する可能性があるため、相談すること。	建築都市局 開発指導課 093-582-2644
3	宅地造成等規制法	開発許可 宅地造成工事規制区域(宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地)内で、宅地造成を目的とする場合	
4	農地法	農地の転用(農地以外のものへの転用を規制) 政策的に太陽光を普及拡大するのは分かるが、一度農地の転用を行うと、二度と農地に戻せないため、積極的に認める方向にはならない。(市街化調整区域) 転用には農業委員会等の許可が必要。 ・5,000㎡未満…市の窓口(農業委員会)を通じ、八幡農林事務所(県)へ申請。 ・5,000㎡以上…県へ直接申請。 ・40,000㎡(4ha)以上…国への申請が必要。 ※市街化区域…農業委員会へ届出必須。 (面積に関わらず農地からの転用は可能。)	産業経済局 農林課 093-582-2078 東部農業委員会 093-951-4111 西部農業委員会 093-951-9971
5	森林法	開発許可 ① 保安林ではない山林6000㎡以内を伐採する場合 ② 保安林ではない山林で6000㎡以上を伐採する場合 ③ 保安林の場合の場合(許可を取る必要があり)	① 北九州市農林課への届出(30日前) 093-582-2078 ② 福岡県農林事務所へ届出 093-601-5567 ③ 福岡県農林事務所へ許可申請 093-601-5567
6	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続	市民文化スポーツ局文化企画課 093-582-2391
7	土壤汚染対策法	形質変更の届出(着手30日前)※1 掘削部分と盛土部分の合計が3,000㎡以上の土地の形質の変更。	環境局 環境監視課 093-582-2290
8	自然公園法	工作物新築等許可申請手続 特別地域内に太陽光発電施設を設置しようとする場合は、「工作物の新築」に該当するため、許可申請が必要	建設局緑政課 093-582-2466
9	河川法	河川工作物設置等許可手続 主に小中水力発電において	建設局水環境課 093-582-2491
10	環境影響評価法	環境影響評価手続 一定の要件に該当する大規模な工場・事業場、発電所、廃棄物焼却施設及び大規模建築物の建設(増設も含む)並びに土地の造成事業を実施する場合に、環境アセスメントの手続きが必要となります。 国のアセスメント対象 ・太陽光発電所 出力30MW以上 ・水力発電所 出力2.25万kW ・火力発電所 出力11.25万kW ・地熱発電所 出力7,500kW ・風力発電所 出力7,500kW	環境局 環境監視課 093-582-2290

11	環境影響評価条例	環境影響評価手続き 一定の要件に該当する大規模な工場・事業場、発電所、廃棄物焼却施設及び大規模建築物の建設(増設も含む)並びに土地の造成事業を実施する場合に、環境アセスメントの手続きが必要となります。 <条例によるアセスメント対象案件> ・太陽光発電所 設置に係る区域の面積:50ha以上 ・火力発電所 出力7.5万kW以上 ・水力発電所 出力1.5万kW以上 ・風力発電所 出力5千kW以上 ・廃棄物焼却施設 焼却処理能力50t/d以上 ・大規模建築物 延床面積:10万㎡以上又は高さ100m以上 ・土地の造成事業 開発面積50ha以上 ※3ha以上の開発で福岡県への届出が必要になる場合があります。	環境局 環境監視課 093-582-2290
12	太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境配慮に関する届出 対象:環境影響評価法、北九州市環境影響評価条例の対象とならない出力10kW以上の事業用太陽光発電所(屋根、壁面又は屋上設置は除く)	
条例による規制			
1	北九州市都市景観条例	景観法に基づく届出 地域により、確認申請を要する工作物は届出が必要。	建築都市局 都市景観課 093-582-2595
2	北九州市風致地区条例	工作物の新築、造成等に関する許可 10,000平方メートル以上の行為面積の場合、北九州市風致審議会に諮問。(事務処理に時間を要す) 都市計画法の開発許可と平行して事務を進めるのが良い。	各区まちづくり整備課 建設局 公園管理課 093-582-2464
その他規制項目			
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	形質変更の届出(着手30日前) 過去に廃棄物処分場であった土地の形質の変更。	産業廃棄物処分場跡地: 環境局産業廃棄物対策課 093-582-2177 一般廃棄物処分場跡地: 環境局 施設課 093-582-2184
2	建築基準法	確認申請 太陽光パネルの下を屋内用途に使わなければ、建築物として取り扱わないため、建築確認申請は不要。ただし、付属設備(電気室等)は申請必要。工作物については要確認。	建築都市局 建築審査課 093-582-2535
3	消防法 北九州市火災予防条例	防火対象物の届出 建築確認が不要の場合は、消防法の届出も不要。 発電設備設置の届出※2 消防法による届出が不要な場合でも、発電設備・変電設備を設置する場合、届出が必要。 ※変電設備は、その容量が50kW以上の場合要届出。 ※蓄電池は、定格容量と電そう数の積の計が4,800 Ah cell以上の場合、要届出。	消防局 指導課 093-582-3812
4	港湾法	臨港区内行為の届出(港湾法第38条の2) 臨港地区において一定規模以上の工場または事業場の新設や増設を行う場合、着工の60日前に行為の届出が必要。 臨港地区内の構築確認申請 建築確認不要の場合は、港湾法、分区条例に基づく用途審査も不要。	港湾空港局 港営課 093-321-5960
5	工場立地法	太陽光発電施設として設置する場合は、工場立地法対象外となり、届出は不要。既設工場に設置する場合は自家消費、売電用に関わらず環境施設扱いとなる。	産業経済局 企業立地支援課 093-582-2065
6	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の届出 特定建設資材を使用する新築工事で、その請負代金の額が500万円以上となる場合、届出が必要。	建築都市局 建築指導課 093-582-2531
福岡県への許可			
1	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)	許可申請 水の放流、停滞、工作物の設置、掘削、盛土等の急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為をする場合は、県知事の許可が必要。	福岡県 北九州県土整備事務所 用地課 093-691-2764
2	砂防法	許可申請 工作物の新築、改築又は除却、土地の掘削、盛土等の治水砂防上で支障となる行為をする場合は、県知事の許可が必要。	福岡県 北九州県土整備事務所 用地課 093-691-2764
3	地すべり等防止法	許可申請 地下水を誘致、停滞、排水阻害、工作物の新築等の地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長する行為をする場合は、県知事の許可が必要。	福岡県 北九州県土整備事務所 用地課 093-691-2764

※1:形質変更を行う総面積はが3,000m2を超えなければ、届出等不要。(具体的な案件をもって事前相談。)

※2:P.Vは発電設備には該当しない。但し、パワコン等の変電設備の規模によっては、要届出の対象となる。掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行ってください。